

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月28日
【会社名】	平和不動産株式会社
【英訳名】	HEIWA REAL ESTATE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 土本 清幸
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町1番10号
【電話番号】	03(3666)0181(代表)
【事務連絡者氏名】	企画総務部長 瀬尾 宣浩
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋兜町1番10号
【電話番号】	03(3666)0182
【事務連絡者氏名】	企画総務部長 瀬尾 宣浩
【縦覧に供する場所】	平和不動産株式会社大阪支店 (大阪市中央区北浜1丁目5番5号) 平和不動産株式会社名古屋支店 (名古屋市中区栄3丁目8番21号) 平和不動産株式会社福岡支店 (福岡市中央区天神2丁目14番2号) 平和不動産株式会社札幌支店 (札幌市中央区大通西4丁目1番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3丁目8番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神2丁目14番2号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西5丁目14番地の1)

1【提出理由】

2019年6月26日開催の当社第99回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
 2019年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金28円 総額1,083,092,556円

剰余金の配当が効力を生ずる日

2019年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

定款を以下のとおり、一部変更する。

(下線は変更部分を示しております)

変更前	変更後
<p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、社外取締役との間に、法令が定める額を賠償責任限度額とする損害賠償責任に関する契約を締結することができる。</p> <p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、社外監査役との間に、法令が定める額を賠償責任限度額とする損害賠償責任に関する契約を締結することができる。</p> <p>[新設]</p>	<p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>[削除]</p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第28条 当社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、法令が定める額を賠償責任限度額とする損害賠償責任に関する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第36条 当社は、監査役との間に、法令が定める額を賠償責任限度額とする損害賠償責任に関する契約を締結することができる。</p> <p>附則 第21条の規定にかかわらず、2018年6月26日開催の第98回定時株主総会において選任された取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、当該期日経過後、これを削除する。</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、岩熊博之、土本清幸、山田和雄、岩崎範郎、林信一および増井喜一郎の6名を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、加藤尚人を選任する。

第5号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

当社の取締役(社外取締役および国内非居住者を除く。)および執行役員(国内非居住者を除く。)を対象に、業績達成度等に応じて当社株式および当社株式の時価相当額の金銭の給付を行う業績連動型株式報酬制度を新たに導入する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	333,868	546	19	(注)1	(注)2 可決(99.6%)
第2号議案	333,197	1,218	19	(注)1	(注)2 可決(99.4%)
第3号議案				(注)1	(注)2
岩熊博之	316,213	18,199	19		可決(94.3%)
土本清幸	326,732	7,681	19		可決(97.5%)
山田和雄	326,319	8,094	19		可決(97.3%)
岩崎範郎	326,318	8,095	19		可決(97.3%)
林信一	326,913	7,500	19		可決(97.5%)
増井喜一郎	327,816	6,597	19		可決(97.8%)
第4号議案				(注)1	(注)2
加藤尚人	320,076	14,338	19		可決(95.5%)
第5号議案				(注)1	(注)2
	332,805	1,607	19		可決(99.3%)

(注)1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

- ・第1号議案及び第5号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- ・第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席の全ての株主の分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上